

外来がん薬物療法の基準・指針

外来化学療法での治療対象患者

がん患者で、担当医からがん薬物療法について説明がなされており、がん薬物療法を受けるにあたり文章で同意を示されていること。また、病名告知がなされていること。

入院による初回治療を受け、有害事象発生等の確認や対応を行ったのち、患者の意向を確認しながら、担当医が外来化学療法室での治療が可能と判断した患者とする。

原則、P S 0～2 の患者とする。

治療の選択

キャンサーボードを活用し、多職種で検討を行う。

外来化学療法室での治療

実施できる治療は、レジメン登録されたがん薬物療法薬剤の使用に限る。

原則、一般の輸液や輸血は行わない。

外来化学療法治療の延期・中止

治療開始前の問診や診察時に、CTCAE (Common Terminology Criteria for Adverse Events) の基準にそって有害事象を評価する。有害事象 G2-G3 もしくは患者の希望を尊重し、医師の指示により減量や中止、または延期となる。

急変や緊急事態などの対応

原則、24 時間対応する。夜間・休日、平日の受診時間外は、救急外来で対応する。医師の診察を受けたのち、必要時は入院受け入れをする。

外来化学療法治療を受けている患者には、パンフレットを用いて、以下のことを指導する。

- ・ 38℃以上の発熱が継続する
- ・ 4～6 回/日の水様下痢がある
- ・ 3～5 回/日以上嘔気・嘔吐があり、経口摂取ができない
- ・ 点滴をした部位の疼痛・腫脹がある
- ・ その他、急激な症状（咳・ヘルペスなど）、自分で判断ができない

これらの症状出現時、異常を感じた場合は、担当医・看護師・薬剤師に連絡する。

予約受診日を待たず、早期に受診し医師の診察を受ける。

夜間・休日は、病院代表 072-858-8233 連絡後、受診していただく。

がん相談支援センター

がんと診断を受け、さまざまな悩み・心配事・相談事・不安・説明がよく分からなかったなど、患者さんやご家族から、面接や電話で無料相談を受け付ける。

希望や状況に応じて、緩和ケアチームと連携し、対応を行う。